

引っ越しの際は、 届け出をお忘れなく！

- 印は、西区役所に届け出
- 印は、転居先の区役所に届け出
- *印は、届け出時に持参する物

▶ 詳細 西区役所
(代表) 641-2400

届 出 項 目	転 居		窓 口	担 当 課	
	転 出 (西区から市外へ)	市 内 (西区から他区へ)			区 内
住 民 票	●転出届 (転出証明書の発行) *身分を確認できるもの	■転入・転居届 (転居後14日以内に届出) *身分を確認できるもの	西区内の転居の場合はすべて西区役所に届け出することになります。	1階 戸籍住民課	
印鑑登録 (カード)	●印鑑登録証の返還 *印鑑登録証	・転入・転居届で自動的に住所変更			
校 (小・中学校)	・現在の学校から在学証明書と教科書給与証明書をもらい、転出先の市町村へ提出 *在学証明書 *教科書給与証明書	■転入・転居届と在学証明書を提出し、入校票を受け在学証明書と共に学校に提出 *在学証明書		2階 課税課	
原 動 機 付 自 転 車 (125CC以下)	●廃車届 (廃車証明書の発行) *標識交付証明書 *運転免許証 *ナンバープレート *印鑑	・転入・転居届で自動的に住所変更			
固 定 資 産 税	●土地・家屋の所在する市区町村へ連絡	・転居届で自動的に住所変更		3階 保険年金課	
国 民 健 康 保 険	●脱退手続き (保険証の返還・14日以内) *保険証 *納付通知書	■住所変更の手続き (14日以内) *保険証 *納付通知書 *印鑑			
国 民 年 金	加 入 者	3月中と4月からでは手続き方法などが変わります。詳細は下記へお問合せください。 ・西区役所保険年金課年金係 ☎ 641-2400内415～417		3階 保健福祉サービス課	
	受 給 者	・転出先の市区町村に備え付けのはがきにより手続き			転居先の区役所に備え付けのはがきにより社会保険事務所あて郵送
介 護 保 険	●脱退手続き (保険証の返還・14日以内) *保険証 ・要介護認定を受けている方 (申請中も含む) に受給資格証明書を発行	■住所変更の手続き (14日以内) *保険証 *印鑑		4階	
	各 種 減 額 等 認 定 証 等	●減額等認定証等の返還 *減額等認定証等			■住所変更の手続き *減額等認定証等
敬 老 手 帳 敬 老 パ ス	●手帳の返還 *敬老手帳 ●パスの返還 *敬老パス	・敬老手帳の住所を自分で書き換え		4階	
身 体 障 害 者 手 帳 療 育 手 帳	●福祉タクシー利用券の返還 ●心身障害者福祉乗車証の返還 ●療育手帳の返還 ・身体障害者手帳は転出先で住所変更の手続き *身体障害者手帳	■身体障害者手帳の住所変更の手続き *身体障害者手帳 ■療育手帳の住所変更の手続き *療育手帳			
特 別 障 害 者 手 当 障 害 児 童 福 祉 手 当 経 過 的 福 祉 手 当	●住所変更の手続き *新しい口座番号の預金通帳	■住所変更の手続き *新しい講座番号の預金通帳		4階	
児 童 手 当	●消滅届 *印鑑	・転入・転居届で自動的に住所変更			
児 童 扶 養 手 当 特 別 児 童 扶 養 手 当	・転出先の市区町村で住所変更の手続き *手当証書 *印鑑 道外●住所変更手続き*手当証書*印鑑	■住所変更の手続き *手当証書 *印鑑	4階		
各 種 医 療 費 の 助 成	●受給者証の返還 *受給者証	■住所変更の手続き *受給者証			
水 道 ・ 下 水 道	・水道局電話受付センター (☎ 211-7770 F A X 211-7777) へ転出・転入・転居の連絡				

※上記に掲載したのは主な届け出項目です。転出・転入・転居の届け出の際、区役所戸籍住民課で、手続きを記載した一覧表が交付されますので、手続き漏れがないようご確認ください。詳細については各担当課にお問い合わせください。

広告欄